

議 事 録

第 16 期名護市農業委員会 第 6 回 総 会

平成 30 年 2 月 27 日 (火)

名護市農業委員会 第6回総会

開催日時 平成30年2月27日(火)午後2時～

開催場所 名護市役所 別館3階会議室(第1・第2・第3会議室)

出席委員(農業委員)

1番	岸本 信子	2番	長山 正敏	3番	前川 好男
4番	宮城 政喜	5番	比嘉 清隆	6番	具志堅 安盛
7番	欠 席	8番	名城 政幸	9番	比嘉 晴
10番	金城 達文	11番	川上 達也	12番	大城 正信

欠 席 者 7番 野原 朝行

議事録署名人 12番 大城 正信 1番 岸本 信子

書 記 名護市農業委員会事務局 係長 比嘉 洋

議 案 第27号 農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の
買受適格証明願いについて
第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第30号 農用地利用集積計画の意見決定について
第31号 現況証明願い
第32号 非農地証明願い
報 告 農地法第5条許可申請の取消し願いについて
報 告 農用地利用配分計画案に関する意見について

議長(8番) これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は12番と1番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員比嘉係長を指名いたします。

では、これより「第6回名護市農業委員会総会」を始めます。先ほど事務局から説明があったように、議案第30号農用地利用集積計画に関する意見決定についてと報告の農用地利用配分計画案に関する意見についてから先に審議を進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

- 委員 はい。
- 議長（8番） 議案第30号農用地利用集積計画の意見決定について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 資料の10ページをご覧ください。平成30年2月19日付で、名護市長から名護市農業委員会会長宛てに、農用地利用集積計画の決定についての依頼がありました。利用権設定者は、譲渡人3名。譲受人3名。設定筆数7筆、面積11,318㎡。内 賃借権6筆、所有権移転1筆となっています。詳細については、11ページをご覧ください。
- 1番から4番、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、5年間の賃借権で、作物は島トウガラシです。稼動人員は1人。稼動日数は180日となっています。
- 5番は、譲渡人●の●さんから譲受人●の●さんへ、所有権移転で、作物はミカン。稼動人員は2人。稼動日数は250日となっています。
- 6番から7番は、譲渡人●から譲受人●の●さんへ、3年間の賃借権で、作物は牧草です。稼動人員は1人。稼動日数は250日となっています。
- 以上事務局としましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たしていると考えます。
- 議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました議案第30号について質疑はございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議なしとのことでありますので、議案第30号農用地利用集積計画の意見決定については可決といたします。
- 議長（8番） 次に報告 農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 資料の16ページをご覧ください。以前に農地中間管理事業により、沖縄県農業振興公社が借受けていた農地の転貸先が決まりましたので、ご報告します。●● ●番地、●番地の2筆。2筆合計面積が5,258㎡。転貸先は●の●さん。借受期間は、平成30年1月4日から平成40年1月3日までの10年間。作物はサトウキビで、規模拡大を図るための賃貸借となっています。報告は以上です。
- 議長（8番） 事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご意見等ございますか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議なし。とのことです。農地利用配分計画案に関する意見についての報告は以上とします。
- 議長（8番） 議案第27号農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについて、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 資料1ページをご覧ください。●● ●番地、●番地、●番地、●番地、●

番地、●番地、●● ●番地の7筆。登記、現況ともに畑。●● ●番地以外は農振農用地外で7筆合計面積3,454㎡。この土地の競売に当たり、●の●さんから買受適格証明願いが出されています。稼動人員1名、稼動日数は250日。作物はサトウキビで、規模拡大を行うための申請となっていますので、下記のとおり、付帯決議を付して、許可相当としたいと考えています。付帯決議、農地買受適格証明書の交付の決定をした上記の者が、当該農地の最高価買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合、農業委員会会長が買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認めた場合は、許可をしても差し支えないものとする。

議長（8番） ただいま、事務局より説明がありました。議案第27号について質疑はございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 異議なしとのことでありますので、議案第27号農地法第3条第1項に基づく許可を要する農地等の買受適格証明願いについては、付帯決議を踏まえ可決といたします。

議長（8番） 議案第28号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 資料2ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地の4筆。農振農用地内で、4筆合計面積が2,253㎡。●の●さんから●の●さんへ。生前贈与のための無償移転となっています。従事者2名。稼動日数150日。計画作物はサトウキビです。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が546㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大を図るための有償移転となっています。従事者1名。稼動日数250日。計画作物はミカンです。

整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が518㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大を図るための有償移転となっています。従事者2名。稼動日数主250日、補助150日。計画作物はカボチャです。

整理番号4番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地の4筆。農振農用地内で、4筆合計面積が9,050㎡。●の●さんから●の●さんへ。新規就農のための有償移転となっています。従事者1名。稼動日数200日。計画作物はモリンガです。

整理番号5番 ●● ●番地、●● ●番地、●番地の3筆。農振農用地内で、3筆合計面積が1,675㎡。●の●さんから●の●さんへ。規模拡大のための有償移転となっています。従事者1名。稼動日数主250日。計画作物はコーヒーです。

整理番号6番 ●● ●番地。農振農用地内で、面積が8,106㎡。●の●か

ら●の●（農地所有適格法人）へ。新規就農のための賃貸借となっています。計画作物はレモンです。

整理番号7番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地内で、3筆合計面積が2,160㎡。●の●さんから●の●（農地所有適格法人）へ。新規就農のための有償移転となっています。計画作物はレモンです。

整理番号8番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地内で、2筆合計面積が3,844㎡。●の●さんから●の●（農地所有適格法人）へ。規模拡大のための有償移転となっています。計画作物はウコンです。

整理番号9番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地の4筆。農振農用地内で、4筆合計面積が5,486㎡。●の●さんから●の●（農地所有適格法人）へ。新規就農のための有償移転となっています。計画作物はウコンです。

事務局としましては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長（8番） 事務局から説明がありました議案第28号について質疑はございませんか。

委員 6番と7番は、株式会社となっているが、耕作は誰が行うのか。

事務局 法人となっており、役員の過半が従事者となっています。

議長（8番） ほかにございませんか。

委員 6番は、持ち分が6分の1となっているが分筆しているのか。

事務局 同地は4人の共有地となっており、海外にいるなどして所在不明の方もおり、手続きができない状態なので分筆はされていない。すでに譲受人が借受けて管理をしている状況であるため、その内の6分の1の権利を取得するため、今回申請しています。

議長（8番） ほかにございませんか。

委員 異議なし。

議長（8番） 質疑が無いようなので、議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8番） 議案第28号整理番号1番から9番については可決といたします。

議長（8番） 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。

事務局 説明は資料5ページをご覧ください。

整理番号1番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が356㎡。仮換地後264㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための使用貸借となっています。農地区分は、区画整理事業区域内にある3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号2番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が315㎡。仮換地後218㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための使用貸借となって

います。農地区分は、区画整理事業区域内にある3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号3番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が445㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、宅地用、事業用に供する施設が連担している3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号4番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が246㎡。●の●さんから●の●さんへ。資材置場とするための所有権移転となっています。農地区分は、支所から500m以内にある2種農地となっていますので、問題ないと考えます。同地は、平成10年に専用通路として許可を受けていましたが、道路が狭く車両の通行ができなかったため、許可を取消し、今回再度、5条申請を行ったものです。あわせて、5条許可の取消しとして報告します。

整理番号5番 ●● ●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の6筆。農振農用地外で6筆合計面積が1,986㎡。競売により●の●さんへ。資材置場とするための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が8ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号6番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が295㎡。●の●さんから●の●さんへ。建売住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、宅地用、事業用に供する施設が連担している3種農地となっていますので、原則許可となっています。

整理番号7番 ●● ●番地、●番地の2筆。農振農用地外で2筆合計面積が288㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が0.5ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号8番 ●● ●番地、●番地、●番地の3筆。農振農用地外で3筆合計面積が464㎡。●の●さんから●の●さんへ。個人住宅建築のための所有権移転となっています。農地区分は、2種農地で、一団の農地が0.5ha。市街地に近い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号9番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が528㎡。●の●さんから●へ。集会所建築のための所有権移転となっています。農地区分は、その他2種農地で、一団の農地が1ha。生産性の低い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号10番 ●● ●番地。農振農用地外で面積が1,561㎡。●の●さんから●へ。残土置き場として活用するための使用貸借となっています。農地区分は、その他2種農地で、一団の農地が2.2ha。生産性の低い10ha未満の農地となっていますので、問題ないと考えます。

整理番号 11 番 ●● ●番地。農振農用地内で面積が 1,821 m²のうち 978 m²。●の●さんから●へ。出荷選別体験施設建築のための所有権移転となっています。農振農用地内ですが、農業用施設として活用するための転用となっていますので、問題ないと考えます。

議長（8 番） 事務局から説明がありました議案第 29 号について質疑はございませんか。

委員 11 番は、農用地内に施設が建てられるのか。

議長（8 番） 農業用施設であるため、農業用施設用地に用途変更後、転用は可能です。

委員 農業用施設とは、どのような施設であるか明確にしておかなければ、事務所など、農業用以外の施設も造られてしまうのではないか。

事務局 農業用施設は、農業振興地域制度に関するガイドラインにも示されているため、それに該当する施設のみが建築可能となります。

議長（8 番） 我々農業委員会としては、農業用施設であるため今回許可相当とした。今後とも許可とするのは農業用施設のみであるとの一貫的な考え方をもち、審議していきましょう。

議長（8 番） ほかにございませんか。

委員 異議なし。

議長（8 番） 異議なし。とのことでありますので、議案第 29 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番号 1 番から 11 番について、許可相当としてもよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長（8 番） 議案第 31 号 現況証明願いについて、事務局説明をお願いします。

事務局 資料 12 ページをご覧ください。整理番号 1 番 ● ●番地。農振農用地外で、面積が 642 m²。所有者が●の●さんほか 4 名。現況証明の事由としましては、申請地一体は、戦前より墓地であり、復帰前に建立したと思われる墓が見られ、耕作には不適であり、今後耕作の予定もないとのことです。

整理番号 2 番 ● ●番地。農振農用地外で、面積が 349 m²。所有者が●の●さん。現況証明の事由としましては、戦前より墓地であり、復帰前に建立したと思われる墓が見られ、火葬場も存在していたと聞いている。また、隣接地も荒地で 30 年以上同じ状態であり、傾斜地でもあるため、耕作には不適であるとのことです。

議長（8 番） 職務代理が現場を確認していますので、報告させます。

委員(11 番) 整理番号 1 番の現況につきましては、写真付きの現地確認調査書のとおりで、調査員の意見としましては、復帰以前から墓地として利用されており、現在も墓地として使用されているため、非農地と判断します。

整理番号 2 番の現況につきましては、復帰以前から墓地として利用されており、現在も墓地として使用されているため、非農地と判断します

議長（8 番） 説明がありました議案第 31 号について質疑はございませんか。

- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第31号現況証明願いについて、整理番号1番と2番を可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 議長（8番） 議案第32号 非農地証明願いについては、職務代理説明をお願いします。
- 委員（11番） 写真付きの現地確認調査書をご覧ください。2月20日に委員（11番）と委員（9番）、事務局とで現地を確認しました。
- 整理番号1番 ●●番地。農振農用地外で面積が108㎡。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、40年以上耕作されておらず、形状が悪く今後も農地として利用することが困難とのことです。調査員の意見としましては、周囲には原野が広がり、進入が困難で、土地の形状も悪い。今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、非農地と判断しています。
- 整理番号2番 ●●番地。農振農用地外で面積が841㎡。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、周囲が山林、墓地となっており、30年以上耕作されていません。傾斜地でもあり、今後も農地としての利用は困難とのこと。調査員の意見としましては、傾斜地であること、周囲の状況等から勘案すると今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、非農地と判断しています。
- 整理番号3番 ●●番地。農振農用地外で面積が493㎡。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、周囲が山林、墓地となっており、40年以上耕作されていません。傾斜地でもあり、今後も農地としての利用は困難とのこと。調査員の意見としましては、傾斜地であること、周囲の状況等から勘案すると今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、非農地と判断しています。
- 整理番号4番 ●●番地、●番地、●番地、●番地、●番地、●番地の6筆。すべて農振農用地外で6筆合計面積が771㎡。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、海岸沿いに位置しているため塩害があつて、40年以上前から農地として利用されていない。今後も農地としての利用は困難とのこと。調査員の意見としましては、傾斜地であること、周囲の状況等から今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、非農地と判断しています。
- 整理番号5番 ●●番地。農振農用地外で面積が996㎡。状況としては、写真等で示したとおりです。申し立てとしましては、25年以上前から耕作されていない。周辺一帯も原野化しており、今後農地としての利用は困難とのことです。調査員の意見としましては、土地の傾斜、周囲の状況から今後農地としての利用は見込めないと思われるため、現地調査の結果、非農地と

判断しています。

- 議長（8番） 事務局から説明がありました議案第32号について質疑はございませんか。
- 委員 3番について、墓があるとのことですが、写真では山林化しているようですが、墓はどこにあるのですか。
- 議長（11番） 写真では確認できませんが、林の奥の方に無縁仏墓と思われるものがありました。
- 議長（8番） ほかにございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長（8番） 異議なし。とのことでありますので、議案第32号非農地証明願いについては、整理番号1番から5番を可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 議長（8番） 以上で本日の議案はすべて審議を終了しました。これをもちまして、第6回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 大城 正信 印

署名委員 岸本 信子 印